

管 区 事 務 所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日 本 聖 公 会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

沖縄県知事 翁長雄志 様

米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸部への代替施設建設事業に係る公有水面埋め立て承認の取り消しを支持します。

『一つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、

一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです。』

コリントの信徒への手紙 一 12章 26節

私たちは日本聖公会に連なる者として、主イエス・キリストの教えに従い、すべてのいのちが尊ばれる社会の実現のために祈り活動しており、この度の米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸部への移設に向けた埋め立て承認が正式に取り消されたことを支持します。

9月19日未明、本来の対話という姿がないまま、一方的に安全保障関連法案が採決されました。しかしこのような日本政府の姿勢は、名護市辺野古沿岸部への新基地建設計画においても同じです。これまで沖縄県の主張に耳を傾けず、対話の席に着こうともせず、今もお強行移設に向けての工事再開の機会を狙っています。さらに言えば、この度の承認を取り消す表明の後、沖縄防衛局に意見を聴こうとされた時のことです。沖縄防衛局が「意見聴取でなく、行政手続法が定める『聴聞』を行うべき」と拒否したことに対し、沖縄県が「聴聞」を実施する旨の謙虚な姿勢を伝えても、沖縄防衛局は「承認に何ら瑕疵はなく、取り消しは違法」とだけ答え、しかも書面だけでそれに答え、聴聞には出席しませんでした。そして埋め立て承認が正式に取り消された今、沖縄防衛局は国土交通省に対し、取り消し無効を求める行政不服審査請求を行い、しかもその請求には時間が掛かるとの理由で取り消しの執行停止もあわせて申し立てている。これのどこが現代的な民主主義と言えるのでしょうか。これでは知事が言われるとおり、「新基地建設ありきの政府の強硬姿勢を端的に示した」だけで、私たちも「誠に残念」な気持ちでなりません。同じ過ちを何度も何度も繰り返しているとしか言いようがありません。どうして耳を傾けることも対話の席に着くこともしないのか、同じ日本の沖縄がとても苦しんでいるのに、叫んでいるのに、です。

翁長知事はこの度の埋め立て承認取り消しに際し、「日本の民主主義について、国民全体が考えるものになれば」と言われました。本当にその通りだと思います。でもそのための一つとしては、私たちが70年前の沖縄での地上戦によってたくさんのいのちが奪われ、そして終戦後も長きに渡って米軍基地の重圧、また1959年の宮森小学校への墜落事故をはじめ空からの危険、米軍人による様々な危険に苦しみ続けられた沖縄の皆さんに共鳴することです。まさに『**一つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです。**』との聖書のみ言葉の通りに、です。そしてその上で、日本国という一つの体の、それぞれの部分である私たちがお互いに配慮し合う、つまり対話の席に着き、お互いに耳を傾けることによって、私たちはきっと本来の姿への一步を踏み出すことができると信じています。

改めて、私たちはこの度の埋め立て承認の取り消しを支持します。「命こそ宝」だからです。私たち人間だけのそれではなく、いのちあるものすべての「命こそ宝」だからです。そのために、私たちも翁長知事の「今後も辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向け、全力で取り組む」と語られていることに共鳴し、また何度も何度も対話の席を準備されたことに倣って、日本政府にだけでなく、誰に対してもそれを大切にしていきます。そして加害者にも被害者にもならない「抑止力」は「基地」ではなく、「戦争」でも「敵対」することでも、「誹謗」「中傷」「弾圧」「迫害」をすることでもなく、「友」である、そのような社会が広がっていくようにと、これからも継続して祈り、また活動していきます。

2015年10月18日
宗教法人日本聖公会 正義と平和委員会